

津田常名

佐江管見

津田常名著「佐江管見」を翻刻した。

「佐江」とは「須佐の入江」という意味である。須佐湾は昭和三年三月、国の名勝・天然記念物に指定された。津田は昭和四年九月に没しているから、すでに筆を下ろしていたに違いなく、この原稿は没後もそのまま外に出ることはなかったようだ。

万葉集に詠う「渚沙の入江」は、知多半島南端の「須佐湾」ではなく、山口県の「須佐の入江」のことだという痛快な文である。同じ故郷を過ごした者にとっては、歴史や地理に疎くても拍手喝采をおくるとともに、続いて研究者の出ることを願うものである。

幕末戦争の闘士・津田常名が、死んだ仲間の霊を慰めるために「惟神の道」に入って行く。漢学を学び、獺書して重要な部分を書き写し、教養を積んだことは、小さい字で書き込んだ別の分厚い一冊で知ることが出来る。それには「万葉集」、中国史書から「莊子」「蒙求」「史記」、本居宣長の「玉勝間」、その他多くの本、新聞からも世界情勢を書き写し、奇談珍談までである。

奈良時代に柿本人麿（人麻呂）という人がいた。益田市戸田で生まれ、都に出て内舎人うどねりになり、のちに罪を得て益田で没したといわれる。人麿が須佐に来たことがあるというのだが、いつのことだろうか。

人麿の最後の旅は瀬戸内海から響灘を通過して大津郡・向津具に着いている。しかし向津具から遭難死する戸田沖までのことはわからない。石見の国府がどこにあったか、須佐に来たとすれば石見にいたとき、それは「石見国より妻に別れて上り来る歌」の前の時期でなければならぬと思うが、素人には詮索出来るものではない。「渚沙の入江」は、われらの須佐のことであってほしいものである。

人麿は万葉集にしか人を知る手がかりがなく、没して百年後に「万葉集」が完成した。没した地は、昭和になって歌人・斎藤茂吉がいう島根県・三瓶山に近い「湯抱ゆがかえ」の鴨山うかみに決定したかにみえたが、生没地ともに益田市とする論争は激しくなるばかりである。

「佐江」と命名したのは益田家二十九代益田 就祥なりよしで自分の号としたほどだ。多趣味で、歌をよくし歌集を残した。

城 一 昭 人

凡例

- ・旧字やかなづかいは、読みやすいように現代に通行するように改めた
- ・歌の部分は原文のまま、読み方は括弧内に書き、適宜漢字にした
- ・歌の最初に歌番号を挿入した
- ・ふりがなは、書いてあったものはそのままに、読みにくい字は括弧でくくって読解者があとでつけた
- ・「」は割り注、□は不明字、「」内は補足字、句読点を施した
- ・（）内、*の行は読解者の書いたものである

佐江管見

須佐の入江は、古来有名なる歌枕として世に伝われども、其の所在詳らかならずして、或いは尾張国なりと言い、或いは摂津国なりといえる。孰れも正確なる根拠ある説には非ざるなり、

そもそも須佐の地名たるや、和名抄紀伊国在(有)田郡に須佐「郷」、同国名草郡に須佐神戸ありて、同郡に式内須佐神社(名神大、月次新嘗)あり、又同書出雲国飯石郡に須佐郷あり(風土記によれば須佐社、須佐川などもあり)、紀伊国は伊邪那岐命(伊弉諾尊)の淡路朝時代における紀淡海峡を挟める神都たりしを以て、須佐之男命(素戔嗚尊)の縁故ありしは言う迄もなく、出雲国は淡路朝の別政庁とも申すべく、伊邪那美命(伊弉冉尊)の(ましまし)在坐を以て須佐之男命の住み給いし縁故あり、是並此の神の神号を不朽に存すべき記念地なれども、須佐の入江は此の二国以外に索めざるべからず、

*有田市に須佐神社あり

*出雲市佐田町に須佐大宮あり

*知多半島・南知多町に須佐湾あり、現在は万葉歌の碑がある

長門の国・阿武郡なる我が須佐湾は、須佐之男命の出雲国より大陸方面に対する治水事業・殖民政策に関わりて、屢々、志良岐(今の朝鮮)地域に往復し給いし航路の休泊地点として、繫船し給いし最大関係ある港津なりし事は、別に記せる「須佐津考」に詳悉せる如くなれば、紀伊・出雲二国に次ぎて、上古の由縁ある地名たるや論なし、

然して此の入江の歌枕となりたるは、万葉集十一巻に

「(2751)味乃住渚沙乃入江之荒磯松我乎待児等波唯(但)一耳(あちのすむ、すさの入江のありそ松、あを待つこらは、ただひとりのみ)」、同書十四巻「東国未勘国(あずまのくにいまだかんがえざるくに)相聞往来歌」を註せる中に

「(3547)阿知(遅)乃須牟須沙能伊利江之許母理沼乃安奈伊伎豆加思美受比佐尔指天」(あちのすむ、すさの入江の隠沼の、あな息づかし見ず久にして)

とある、此の二首を以て濫觴となすべきを、尾張国なりというは、後なる一首、東歌の中にあるを以て然思ふべけれど、すべて集中の分類は既に先輩の説あるが如く、後人の註書にして確實ならず、東歌といえるも東国調の歌多き部類なるを以て然註るせるなれば、其の巻中にも、東国外の名所と思わるるを東国調ならで詠めるとありて、類外の歌と見ゆるは更なり(然る歌をば、何れも東国人の、久しく帝都もしくは他国にありて、其の言語に訓れたるあり、或いは他国人の東国にありて詠めるをも、此の巻に加「えら」れたるならんなど言えるも信けられず)、

他巻に東国歌の混同せるもあるを以て、編纂の時に当たり厳正なる類別ありしものとは思われされば、拘泥すべからず、況て尾張国知多郡、現今の豊浜村(現・南知多町)なるは、須佐掃部助長治の旧跡なるが、其の創立せる岩屋寺在りて、慶長五年の兵火を免れたりと伝えられたれば、其の須佐氏は足利の末期、紀伊国などより移りたる一豪族にして、須佐の地名も此の氏より出たるものなる事は、同地に刈藻が浦(かりも)という古名ありしを以ても推断せらるるなり、

万葉集註書の、当時に於ても比較的交通頻繁なるべき国内にして、

既に須佐という地名あらんには、これを未勘国となすべき理由無かるべし、

尚同地沿岸は巖石より成りて、雑草叢生し松樹の鬱蒼たるは、東西の丘陵のみなる由なれば、荒磯松を景物と為しに適わず、又湾内東西六町五拾間、南北五町四拾間にして、(こもりぬ)囊状の如くなる由なるも、(こもりぬ)隠沼というべき汀渚の迂回無きが如し(こもりぬ)古母里奴は万葉集十二巻の歌を始め、例多き呼称なるが、堤防もしくは天然の岩石に其の末流を塞がれたる如き形状の水を言えり、奴は淡水に限らず

又撰津国なりといえるも後人の推測なるべきは、同国の歌人・考証家と雖も、其の所在等知るに由無きを奈何せん、

いづれの時代にも帝都は詩人文士の湧叢地点たるを以て、親しく其の見聞に触るる地域に於ては、山水木石、到る処に詩料を需むるは自然の勢いなれば、陸地の各所は大和・山城、乃至近江に於て其の大半を含め(近江国湖畔は他国無比の風光なれば例外ともいふべし)、海岸の各所は撰津・播磨等に多きが如し、

故に帝都隔絶の地方にては稀に縉紳名士の詩料たりし山水木石あるも、其の実況を広く他人に知られざるが故に、いつしか其の所在は忘却せられ、其の名は帝都近き二三国内に転嫁して、その国地の有となれるに非ざるかと疑わるるものなきに非ず、

須佐の入江の如きも亦其の一類なり、我が須佐湾の風光明媚なる事は、「佐江十二景」あり、何人の創意撰定せしものなるや知るべからずと雖も、益田男爵家の当代より六代の祖・越中就祥領主の時に当たり、海岸樹木の濫伐を厳禁し、中嶋鎮座巖島神社の祭儀を莊嚴ならしめ、十二勝地の実境

を描写せしめて、日野前大納言(すけき)資枝 卿の和歌、及び当代の鴻儒皆川淇園・亀井道載、其の他名士の漢詩を需めて、只管勝地保存の方策を講ぜられし由なるも、王政維新藩籍奉還の後、これを継続するの制裁無きに至りしは一大恨事と言ふべし、

古来、地方の人口に膾炙する俗語に「須佐の入江の天神嶋は地から生はえたる浮島か」といえるも、其の天然美を頌賛するの意味なるは論う迄もなし、湾内方一里にして大小の島嶼点在し、(きよくていせつき)曲汀折崎、風波を避くるの便あり、就中ふなかくしあぶらがいそ船隠・油が磯 など呼べる方面は暴風怒濤の日と雖も、其の水面は宛然油を(そそぎ)灌 けるが如く、碇泊の船舶も其の所在を知られざるもの如し、

あぶら阿武良の阿武浦なりし事は、須佐津考に言える如くなれども、其の水浜の現状に於て油の字を填つべき意味無きに非ざればこれを併用せしか、今は専ら此字を用い馴れたるより、其の本義を喪いたり、名実相適える隠沼なる事は、一回棹して実況を試みたる人の誰も首肯する所なり、

日本海に面せる長門北岸にして、斯くの如き良港あるは、実に造化(たまもの) 賚 なり、嚴冬雪日、各種の水鳥、群をなして皆此の湾内に入れり、万葉集二首の作いずれも、「阿治あちの住む須佐の入江」と詠めるは諾うべなり阿治は鴨族の一種にして阿治鴨ともいえり、猟銃の製造精巧を加うるに随い、漸次に水鳥を滅するの傾向あるは惜しむべし、

湾内に鵜の瀬と称する扁平なる巨岩在り、水鳥此の岩上に群集し随意に飛翔遊泳して、其の餌となすべき魚類を求りたる由なるも、今は巖頭崩壊して水面を口(浚カ)う部分の狭隘なるのみならず、海浜埋りて殆ど陸地に接続せしかば、水鳥の此の岩上に来る事無くして空しく其の名を存するのみ、

*「鵜の瀬」「横瀬」があつたが現在は波止場の下に埋もれた

又、雄嶋の背後にして、本湾の中心に正対面せる位置に、人獣の登攀すべからざる懸崖在り、これを宿岸ねたきと称えり（多伎は激流より出たる称なれども方言、水の有無に関わらず総て断崖を言えり）、湾内の水鳥は夜間此の嶋に帰りて其の懸崖に止宿する故に、遠くこれを望めば鳥糞恰も白亜を塗れるの觀あり、則ち宿岸の称ある所以なり（現今猶然り、水鳥の多かりし時代想うべし）、

又此の嶋の西面におしどりのせ 鴛鴦瀬あり、東面には奈知古瀬なちこせあり（奈知古はまた奈知とも言いて鵜族の一種なり）、

又阿里曾松を詠めるも湾口に松嶋在りて、岸頭の松樹は其の根危うくして林をなさざるも、（けいしよく） 勁色 旧を改めず、雪白の波濤は常に碯脚を洗

い、言筆の及ぶべからざる好風景にして、十二景中の松嶋白浪是なり、（あさ） 宇 海土あまがちが地には浄蔵大徳の由緒を語り伝えたる下さかり 松の名木ありしが、三十年前に枯死せり、笠松一山の鶴骨龍姿は、蒼々水面を浸して、其の影遠く数町外に及べり、

其の他産土八幡宮の旧跡松崎の現今、共葬墓地となれる地にも猶老松の点々散在して、幾百年前の風光を偲ばしむ、
凡て須佐湾の（きんたい） 襟帯 沿岸に松樹の繁殖せる事は、地味風土に適せる天然の致す所なるべし（十二景中一勝地として松樹を見ざるは無し）、

尚万葉集に荒磯といい、続拾遺集に風荒き云々と云えり、湾内東西の水浜は常に平穏なれども、日本海に臨める正面湾口は風波の荒き日も亦尠からず、氷々柱などの景物は純然たる潮流には見るべからざるも、寒威凜烈の候、汀渚に注入する数脈の溪流には珍しからざる現象なり、

千鳥は十二景中に雄嶋千鳥あるを以て論なし、阿治鵜其の他の水禽は今

猶種族を絶たず、（じよじょう） 叙上 の考証に拠りて、歌枕たる須佐の入江は撰

津・尾張の二国に非ずして、我が須佐湾なる事は明々白々なり、然はあれども交通不便の時代に於て、かくの如くに遠陲辺鄙の風光を都人士に知らるべき由無ければ、如何あらんとの疑問は免れざるべし、

つらつら考うるに、我が須佐村を距たる東七里弱にして、柿本氏祖先以来深き由緒ありて、卿の産土地たる石見国美濃郡小野郷戸田（益田市戸田）在り（村社柿本神社ありて、（かたらや） 語家 綾部氏は社掌たり）、其の地を距たる東二里に到れば、此の卿の薨逝地として有名なる高角村ありて県社柿本神社あり、且つ卿の系統は孝昭天皇第一の皇子天押帯命（あめのおしたら）しひのみこと、天足彦国押人命）に出たるか、其の後胤支族は石見国美濃郡・那賀郡方面に重大の關係ありしもの如し、

故に（たとえ） 仮令 石見国府庁在勤と否とに論なく、帰省・（てんぼ） 奠墓 其の他の用務によりて、帝都・石見国を往復せられし事は一再に止まらざるべし、然して其の海岸線によらるる時は高角・須佐間は徒歩にして、須佐・仙崎間は曾て旅客貨物の運搬設備ありしを以て、其の船に乗りて水路を取られしものなるべきは、仙崎町を距たる西三里強の海岸に人丸峠の称を存し、卿の遺物を（かむだから） 神宝 となせりと言う柿本神社ありて、維新前の社務寺、浄土宗 人丸寺 存せるなどによりて証すべきなり（現今の線路より思えば、須佐より乗船するも、萩港に着航するの便宜あるが如くなれども、萩地は毛利氏築城前に於ては、芦萩の叢生せる荒沢にして、船舶の碇泊すべき安全港ならざりし由は旧記に詳らかなり、仙崎柿本神社の縁起に、筑前多々良浜より漂着の事を伝えたるは、後人の杜撰に 出（いで） しものなる事は、享保年間の著作なるを以ても知るべきなり）、

万葉集二巻に、「柿本朝臣人麿從石見国別妻上来時歌(柿本人麿朝臣が石見の国より妻に別れて上来する時の歌)二首并短(反)歌」とある、
前一首は、

「(138)石見乃海、角乃浦回(廻)乎浦無等、人杜見良目瀕(瀕)無等、人杜見良目能咲八師、浦者無友、縦画屋師、瀕者無軛鯨魚取、海辺乎指而和多豆乃、荒磯乃上尔云々」

(石見の海、つぬのうらみを浦なしと、人こそ見らめ瀕なしと、ひとこそ見らめよしゑやし、浦はなくとも、よしゑやし、瀕はなくともいさな取り、うみべをさしてきたづの、ありその上に云々)

とありて、角乃浦は高角浦なり(和名抄、那賀郡に都農とある地なりとする説は、次なる鯨魚取海辺乎指而云々の句に続かず)、(尚、鯨魚取は海の枕(冠)辞として汎く行わるる例なるも、神山岬は後世捕鯨の一漁場たりし事実あり)、

現今にても高角村の海岸は、浦無し瀕無しという状にて、船舶の発着頗る不便なるを以て、千二百年前は一層不便なりし事の想像せらるれば、能咲八師浦者無友縦画屋師瀕者無軛云々(よしゑやし、浦はなくとも、よしゑやし、瀕はなくとも)とは、浦も無く瀕も無きは自然の地理にして、なん方便無ければ、任(まま)よ我は乗船に便宜なる和田津(にぎたづ)を指して出づべし
と言いて、其の目的地の景物を詠み接けたるなり、

(古老の口碑に、古高角港は万寿三年(一〇二六)、海嘯以前は北国航路の繫泊地点として 殷盛(いんせい)の市街なりしが、鴨島崩壊の厄に罹りて、自然廃港の運に至れりと伝えたれども、此の地域は高津川(古名石川)と益田川との下流に挟まれて其の二流より吐出せる土砂を、波濤の打ち寄せた

るか(ぎようたい) 凝滞(ぎようたい) して、中の島一帯の新境を造れるものにして、水利事業の幼稚なりし時代に於ては桑海の変、常ならず、実に浦無し瀕無しといふべき時期も多かりければ、帆樫林立の港湾を目的として、人家(ちゆうみつ)稠密(ちゆうみつ)の繁栄を来すべき地勢にはあらざりしなるべし、

州中所々に沙礫の重畳堆積せる大丘阜の散在して、其の旧きは樹木の繁殖して、其の風光の美しきもありしが、鴨嶋亦鴨山とも言えるは、殊に勝れたりしなるべし、若し然らずして、幾千年の久しき石見海岸の激浪怒濤に碎けずして、湾口に屹立せし石骨島嶼ならんには、一朝海嘯のために、其の遺跡と認むべき脚底だにも残らぬ迄に崩壊し去らるべきものならんや、

尚言はば、鴨山の前浜・後浜と言うに、千福・万福と称う二大寺在りしが、孰れも流出して、千福寺は益田川の□(波カ)頭に其の寺号を存し、万福寺は益田城下に再建せし由伝えて、千福寺□(後カ)は或いは廃寺の遺跡ならんも、海岸を距てる遠距離なれば、海嘯のために云々と言えるは信(う)けられず、又万福寺は益田兼見藩主の時代、応安七年(一三七四)迄は海岸中津にありて、安福寺と言いたりしを其の城下に移して万福寺と改号せし由来の明確なるを以ても、万寿海嘯談の如何に針小棒大に伝えられたるかを推測すべし、

其の和多豆(にぎたづ)を、或本歌には柔田津(にぎたづ)とも記すが、我が須佐湾内なる水海(にぎたづ)〔上古は御津海と言いて、素尊(須佐之男命)の朝鮮航路に由緒ある海浜なり〕

の西南水涯にして、後には和田崎(わたがさき)とも言いしが、今は水海の全湾埋もりて耕作地となり、其の小区域に和田浴(わたのえき)という呼称を残せるなり、

此の歌の短(反)歌に「139 石見之海、打歌山乃木際從吾振袖乎妹將見

香

(石見の海、うつたの山の木の間に、わが振る袖をいも見つらむか)「とある、打歌はいつしか内田うちたと変更かわり、高角村と白上しらがみ村との間に在りて、藩政時代には里正を置かれし村名なり(打歌は多加の字音にして、其の下に角の字を脱せり、高角山なりと言える略解の説は信ずるべからず)、然れば高角村を出発して、打歌・白上・黒谷等の各村を通過し、長州国阿武郡小川村を経て、それより海岸一帯の山脈を越えて我が須佐村に到れるなり、「131 益高尔山毛越来奴(いやたかに、山も越え来ぬ)」、とあるは実境なり(高角・須佐間は此の線路に拠れば僅かに七里強なるを以て、古代健脚の人にしては半日程に足らざりしなり)」、

後一首は「135 左宿夜者幾毛不有延都多乃別乃来者(さぬる夜は、いくらもあらず這ふ蔦の、別れし来れば)」「とあるを以て、其の滞在を容ゆるるさざる公務を帯びしか、若しくは帰省奠墓の賜暇少なくて、馬上急行の旅なりし故に(短(反)歌に「136 青駒之足搔乎速(青こまがあがきをはやみ)」「とあるを思ふべし)」、

其の帰途も、那賀郡に東行して 江川(こうがわ) に沿える線路を辿り、大山脈を横断して安芸国吉田方面に出しものなるべし、此の前後二首の歌を同一時同一線路の作となす故に、打歌山を高角山の脱字と言ひ、和多豆乃を渡津乃の四字句となすとの誤解は免れざりしなり(同一時同一実感ならざる歌を連載記せし例は、柿本朝臣人麿妻死の後「207 泣血哀慟作(きゆうけつあいどう)」「歌二首を見て知るべし)」、

然して当湾に臨める笠松山下の海浜に 聖石ひじりいわ と称うる碕脚あるは、正に此の卿の遺跡なり(古今集仮名序に

「かの御時、おほき(正)みつの位(三位)柿本の人麿なん歌のひじりな

りける」とあり、今は訛りて比治伎石などと言う人もあれど、湾内中嶋鎮座・巖島神社管弦祭の船唄、須佐の入江の曲に「祭る荒神大歳や、さても尊ひじりき比治里石」とあるを以て、聖ひじりの義なる事は確実なり)、此の巖頭に出れば、東北に神山の岬々として雲表に聳ゆるあり、更に湾口を顧みれば一碧連天の日本海に接せり、雄嶋・中嶋・平嶋、其の他の島嶼は点々指顧(しこ)の間に散在し、福富の岬角は蜿蜒蟠ひ□(里九)、海に没ひれり、真に是絶好絶美の活画にして、我も亦恍惚画中の人たる感なき能わず、

貝原(よしふる) 好古(わじが) (益軒の甥)の和爾雅、日本国名所長門国の部に 龜頭かめのくび とあるは、神山の西方岬脚の延て、十二景中の雄嶋を相望めらる勝景なり、遠くこれを望めば神山本岳を首甲となる一大亀の江に飲むが如き観あるより、其の頸部を指して此の如くは号けたるものなり、

本湾雄大の風光に接触せんとする者は、必ず此の地点を選ばざるべからざるなり、故に藩政時代に於ては、此の地点に臨める突角をば、領主益田家の避暑地と定めたりしを以て御納涼おすずみの鼻の称あり、

然して此の突角地区の一隅に荒神堂なる古神祠在り、是に贈正一位柿本朝臣人麿卿を祀れる社なりける、此の卿を荒神と誤れる原因は、足利氏の末期ならんと言ふ説あるが、何人の言ひ発けん、「我が宿のかきの本(柿本)まで焼け来とも明し(明石)と言はば、やがてひとまる(人麿)」の神詠あり、此の歌を記きて門戸若しくは梁柱等に貼り置けば防火の呪いなりという宣伝のありしを以て、播磨国明石なる柿本神社を火災消除の靈驗ありとなせしより、(ほのかぐつちのかみ) 火神迦具土神 の俗称荒神と混同し、昨日の柿本神社は今日の荒神堂と祀れる例も亦尠からざりし由にて、東京神田明神社地内の撰社にも人麿卿を祀れる縁起あるにも拘わらず、これを荒神と唱え

たりしを、明治維新後(もとおりとよかい) 本居豊頼 翁の社司たりし時に、其の誤謬を糺して人麿社を復旧せられしが、東京市街は殊に火災多き地なれば、防火の靈験を表示せる火神、即ち荒神社に復したき信者多数の希望あるに任せて、明治四十二・三年頃よりはこれを黙許せる方針なりしより、今は殆ど人麿卿たるを忘れたるもの如くなりしなどの事実は、畏友逸見仲三郎氏より聞き得て適切なる証拠なれば、此の地なる荒神堂即ち柿本神社なりし事は疑う余地無し、

貞享五年(一六八八)、益田家より建立せられし由の伝あるは、此の卿の遺跡たる伝説に伴い、聖石近く一祠宇を設けて祭り来るは、信仰習俗の規模を一層拡張せしめんとして、社殿を造営せしめしにもあるべけれど、石見国在城當時に於て、高角村鎮座柿本神社に社領式拾石(内式石祢宜)の寄付あり、又萩堀内本邸に於ても鎮守祠の列に加え、此の卿の縁日を以て其の神像の軸を揚げ、柿葉盛の神饌七十五膳の略奠ありし由なれば、益田家歴代の信仰厚かりしを知るべし、

又神社の境内に大歳神祠ありしが、其の祭神は須佐之男命の御子大年御祖神には非るべし、石州覚書(宝暦三年(一七五三)西十月の奥書あり)に、「東仙道八幡之社に於て、益田家之御先祖様御年祭仰せ付けられ来たるの由にて、今以て十二月十九日古例の通り祭祀相調え申すの由に御座候、御先祖様方御歳暮御願文等これ有り云々、付り、大歳大福大明神を祭候事」とあり(祈願文は五穀成就、益田家武運長久の意味なりしと他書に見えたり、

慶長七年(一六〇二)八月、大久保石見守長安の記せる石別・寺社石付立に載せたるもの三百五十五筆にして、其の中、(あんの) 安濃 郡 (かわい) 川合 村一の

宮の二百八十五石九斗を第一位として、漣摩郡(おおえ) 大家 本村の伊勢領、同郡佐戸村の春日領、同郡(しろつぎ) 白坪 村の大安寺領等の各百石ありて、其の次は同郡佐戸村の大歳明神領の六十石なり、然れども其の五筆の内、伊勢春日大安寺領等は石見守支配時代となりて、新たに寄付せし社寺領なる由なれば、其の以前に於ける大歳明神領は実と同国一の宮に次げる第二位の石高なり、以て益田家の崇敬厚かりし靈社大歳大福大明神なりし事を知るべし、須佐之男命の御子(おとしがみ) 大歳神 を祀れるは、(じんみょうしき) 石見国那賀郡十一座の中に在りて、寺社石付立に同郡仙田村大歳大明神四斗とあるは、此の神社ならんか、

益田家須佐移住の後、石州より祖先の墳墓を移し(ふる) 今古御塔という、尚新墓地をも選定せられしが、孰れも柿本神社に接続せる地区なるを以て、石州東仙道八幡宮にて祖先の年祭をなしたりし例に倣い、柿本神社の齋場を借りて其の式典を継続せし縁由を以て、貞享五年(一六八八)本社造営の時にあたり、益田家の祖霊大歳大福大明神を撰社として創立せられたれば、夫れより以来享保年間迄も本社は益田家の祈願所となりたりしものなるべし(浦庄屋旧記に御領主御祈願所と在り)、

其の後益田家の財政困難にして、社寺の修繕等も不如意の時に際し、建立後百六拾余年の星霜を歴て、地勢の関係、風雨の被害のため社殿の破損甚だしきを以て「修理」を免かる能わずして、嘉永五年(一八五二)、浦西区を中心とする多数信徒の寄付金を募集して、改築竣工せし縁故に抛り、自然浦区の奉祀に移りしかば、明治十四年(一八八一)本県神社整理の巖達の下に社殿を解除して、浦恵比須社に合祀するの止むを得ざるに至りしは、(がいたん) 慨嘆 せざるべけんや、

上述の如く、我が須佐の入江は人麿卿の遺蹟たる由来を以て惟えば、本朝の歌聖たる卿にして、其の風光絶佳の勝地を軽々看過し去らるべけんや、親しく眼に触るる処の景物に寄せて、詩思動き、感興湧き、天性得意なる、金玉の声にうち発^{いで}られしは更なり、これを帝都に紹介せられしは想像に難からざるなり、

今其の吟詠の伝わらざるも多かるべけれど、上に出せる須佐の入江の二首は、卿の遺詠には非ざるか、「我を待つ児等は唯一人のみ」といい「あな息づかし見ず久にして」と、^(うた)諷 えるなど、今僅かに半日程を余せる帰郷途上の所感として再読三読せば、誰か同情無からんや、仮令其の遺詠ならざるとも、卿の紹介を以て始めて詩料たりしなるべし、

続古今集以後、須佐の入江を詠める歌の数多なるも、歌人は居ながら名所を知るの諺に洩れず、其の所在すら不明のままに歌枕となれる例あるを以て、各種景物の如き一々証明すべきほどの価値無きは言う迄も無けれど、当湾内に於て、其の景物の面影をだに見るべからざるものは僅かに菖蒲の一種なり、然れど野生菖蒲の水浜に蕃(繁)殖するなどは、人煙稀少なりし未開時代の光景にして、現今、保護者無き山水の景物をして見るべき地は恐らく在らざるべし、

^(まこと) 江湖 (世の中) の詩人文士等よ、^(まこと) 真 須佐の入江たる考証を肯諾し給わば、我が須佐湾の山水木石は忽ち蘇生の思いをなして、其の恩沢を永遠に感謝すべし

完